

募集

平成21年度 奨学生 高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基づき、
経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成21年度
奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

- A** つくばみらい市奨学生
B つくばみらい市高等学校
奨学生

※**A**、**B** いずれの記載のないものは、共通の事項です。

1 申請資格

- A**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に進学または在学する方
 - (3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
 - (4) 確実な連帯保証人を付することができる方（※1）
 - (5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）
- B**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方
 - (3) 確実な連帯保証人を付すること

2 募集人員、貸与月額および貸与期間

左表のとおりです。

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成21年から在学する学校の正規の修業期間	

3 募集期間

4月24日(金)まで

4 申請手続き

- 申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。
- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
 - (2) 奨学金貸与申請者推薦調書（様式第2号）
 - ※**A**の新入生については、卒業した高等学校長からのもの
 - ※**B**の新入生については、卒業した中学校長からのもの
 - (3) 在学証明書（募集期間内に提出してください。）
 - (4) 住民票（申請者家族全員について記載されているもの）
 - (5) 所得証明書（主たる家計維持者）※平成20年源泉徴収票はか平成20年の所得が分かるものを募集期間内に提出してください。（写し可）
- 5 奨学生の選考および決定**
7月初旬に、教育委員会での選考結果を本人あてに通知
- 6 奨学金の返還**
奨学金は無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた

お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さまが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費などで教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）

3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助

費申請書及び収入申告書に記入・押印し、前年中の収入の分かる証明書などを添付の上、在学の学校へ提出してください。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※申請されると、家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問しますので、ご協力願います。

- 総額を返還していただきます。
- B** 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。
- (2) 返還猶予
- ア 上級の学校へ入学したとき
- イ 病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき
- (3) 返還免除
- 貸与を受けた方が死亡したと

- きは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。
- (4) その他
- ・奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
 - ・本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

問 谷和原庁舎学校教育課 ☎ 58-2111（内線8204・8205）

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課にも同様の制度があります。